

平成 28 年度 第 1 回中区協議会

# 会議資料

平成 28 年 4 月 26 日開催

中区協議会

## (1) 協議事項

### ア 会長及び副会長の選任について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、中区協議会会長及び副会長を選任する。

役職	氏名
会長	
副会長	

#### 【参考】

##### ◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（区協議会の会長及び副会長）

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会長及び副会長の選任及び解任）

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

以下略

##### ◆中区協議会会議運営要綱（抜粋）

（会長及び副会長の互選の方法）

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定める。

平成28年度 中区地域力向上事業（助成事業） 提案事業一覧

No.	事業名	採択実績	時期・場所等	事業の概要	事業費	補助額 ①	補助額 ②
1	元城小学校閉校記念事業 元城小学校閉校記念事業検討会	新規	時期：4/1～3/31	元城小学校の閉校（H29.3月）記念事業 ○記念誌・校歌のDVDの作成、学区内に各戸配布（3,000部） ○閉校イベントの開催（楽団・和太鼓・手筒花火等） ほか	4,660千円	2,000千円	1,400千円
2	はままつハロウィンフェスティバル ハロフェス実行委員会	H27	時期：10/22～10/31 場所：サザンクロス商店街 浜松駅北口 キタラ 来場：3,000人（想定） (H27実績8,233人)	常葉大学の学生によるハロウィンイベント ○お化け屋敷（10/22～10/31 砂山町 サザンクロス商店街） ○サザンクロス商店街をハロウィン仕様に装飾 ○音楽ライブイベント（10/30 キタラ）ほか ※イベント後、清掃活動実施	4,000千円	1,600千円	1,120千円
3	第3回浜松＜食の安全安心の街＞を 目指して！ 一般社団法人浜松市食品衛生協会	H26・H27	時期：7/10 場所：ソラモ 来場：4,000人（想定） (H27実績2,700人)	食品衛生の啓発イベント ○手洗い教室 ○地元グルメ（肉、ウナギなど検討中）の試食会 ほか	1,460千円	365千円	250千円
4	2016はままつ初夏のジャズデイ 浜松ジャズ協会	H22	時期：5/15 場所：ソラモ 来場：1,000人（想定） (H22実績5,070人)	「音楽のまち・浜松」の振興や、まちなかの賑わい創出を目的とした無料のジャズ・コンサート ○浜松を代表するジャズグループ 12バンドによる演奏会（各30分） ○ジャズの歴史や特色の解説を行い、ジャズの魅力を分かりやすく伝える。	419千円	167千円	110千円
5	富塚地区 市民の森と触れ合う会 特定非営利活動法人 地域創生支援事業団	新規	時期：4/20～12/19 場所：富塚町 参加：200人（想定）	認知症の高齢者との世代間交流事業 ○富塚地区「市民の森」（医療センター南西）での世代間交流イベント（筍堀り、焼き芋づくりなど） ○認知症サポーター養成講座 ○講演会「森の恵み」（講師：塚本こなみ氏 元中区協議会委員）	800千円	400千円	280千円
6	Hamamatsu Dining Japan Food Culture プロジェクト	H27	時期：10/10 場所：Hachikai （万年橋ハチガイ内） 来場：300人（想定） (H27実績300人以上)	主に中区にあるレストランのシェフによる、はままつ食材を使ったメニューをワンコイン（500円）で体験してもらいイベント ○中区を中心にした有名料理店15店（懐石いっ木、中華料理伊部ほか）が出店 ○地場産品を使ったメニューを通じ、浜松の特産のPR及び地産地消の促進	600千円	135千円	100千円
7	浜松 ホテルも棲める良い自然 プロジェクト 株式会社フジヤマ ホテル自然プロジェクト	新規	時期：4/1～3/20 場所：浜松城公園 （葵の小径脇水路）	地元住民や元城小学校児童とともにホテルが棲める自然環境の構築及び環境教育 ○浜松城公園内の水路を活用したビオトープ（生息空間）整備 ○ホテルの繁殖、放流会（信州大学・藤山名誉教授による支援・指導） ○ホテルに関する講演会（藤山教授） ほか ○将来的には、全市民対象のホテル鑑賞会を開催	421千円	210千円	140千円
8	インドネシア・ベトナム・タイ 音楽フェスティバル 株式会社はまぞう	新規	時期：5/22 場所：アクト通り 来場：3,000人（想定）	インドネシア人、ベトナム人、タイ人との交流を目的とした、音楽イベント ○インドネシア等から著名なアーティストを招いてのライブコンサート ○在住外国人によるJ-POPカラオケ大会 ○各国のご当地グルメの出店 ほか	5,400千円	2,000千円	1,000千円
(9)	第10回やらまいかミュージックフェ スティバル やらまいかミュージックフェスティ バル実行委員会	新規	時期：10/8・10/9 場所：JR浜松駅周辺 来場：33,000人（想定）	ジャンル、プロアマ、国籍、年齢、居住地を問わない「音楽の浜松まつり」 ○300組以上のミュージシャンによるライブ演奏 ○第10回目の記念回を迎えての特別企画、ステージの増設	11,500千円	1,500千円	保留
×	山葉寅楠伝記の刊行 UMI・都市記憶調査機構	新規	時期：4/1～8/31	今年、没後100年を迎える山葉寅楠（ヤマハ株式会社創業者）の伝記刊行 ○浜松の楽器産業の生みの親・山葉寅楠の業績や生き方を振り返り、浜松の楽器産業の起源を探る。浜松の産業及び歴史を概観し、浜松のシティプロモーションに資する。	1,032千円	500千円	不採択
×	パパとママに贈る、年に1度のごほ うびタイム Womama Festa 2016 ママジョブネット	新規	時期：8/28 場所：アクトシティ 展示イベントホール 来場：3,000人（想定）	子育て中の夫婦が、子どもと離れて2人だけの時間を提供するイベント（託児、キッズコーナー完備） ○女性向け：オトナな乙女 変身スタジオ（貸衣装、ヘアメイク、写真撮影）、ビューティーコスメサンプルバー ○男性向け：ライフプラン診断、オトコの講座（こどものほめ方、しかり方など） ○シンポジウム（男性が育児休業を取得してわかったこと）	3,000千円	1,500千円	不採択
合計					33,292千円	10,377千円	4,400千円

平成28年度 地域力向上事業（区民活動・文化振興事業、区課題解決事業）一覧

■区民活動・文化振興事業

新規 継続	事業名 担当課	現状の課題、事業の目的	事業の概要	事業費
新規	中区わが町文化誌デジタルアーカイブ化事業 区振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「わが町文化誌」は、昭和61年度から平成16年度にかけて旧浜松市の各公民館が地域の歴史、文化、産業、生活、伝説等について調査したものを編集した本である。</li> <li>●地域を知る上では欠かせない資料であるが、協働センターや図書館等にわずかな在庫があるのみで、市民からの入手希望に答えられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「わが町文化誌」10冊2,888頁をスキャンして電子書籍化してインターネット上で公開。</li> <li>●目次のデータ化により、書籍では不可能であった検索機能を持たせる。</li> </ul>	1,449千円
継続	人形劇を活用した子ども育成事業 まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協働センターという身近な場所で「人形劇の魅力」に触れる機会を提供することにより、心豊かな人格形成に寄与することを目的とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児向けの親しみやすい人形劇公演及びワークショップを開催する。</li> <li>●9月から10月にかけて、中区の協働センターを会場（3協働センターを予定）として、浜松市人形劇協会により、区内の乳幼児（1～3歳児）とその保護者を対象に、人形劇の実演及び人形製作体験を実施。</li> </ul>	120千円 （@40千円×3会場）
新規	小・中学生による「キッズ・ダンスフェスティバル」の開催 まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習指導要領の改訂により、平成24年度から中学校においてダンスが必修化（中学1・2年は必修／中学3年は機械運動等から選択）となった。</li> <li>●ダンスを始めたいがきっかけがない、又はやったことがないなど不安を感じている中学生や、今後、ダンスの授業を受けることになる小学生にあらかじめダンスの魅力を知ってもらおう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ダンス未経験者やこれから始めたい小・中学生を募りダンスレッスンを実施し、ソラモにて発表の場を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンスレッスン：約10日間（クリエート浜松）</li> <li>・発表イベント：「ソラモ」にて実施</li> </ul> </li> </ul>	1,500千円
新規	浜松空襲伝承推進事業 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜松市中区は、昭和20年6月18日の浜松大空襲をはじめ、大戦末期には甚大な空襲被害を受けており、戦争史跡も数多くあるが、その存在や意味を知る市民も少なくなっている。</li> <li>●浜松空襲体験や戦争史跡を戦争体験のない次の世代に伝承する方法について検討を行いながら、次の世代に向けての語り部の伝承や史跡の活用を推進し、平和意識の高揚を図るもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①浜松空襲伝承者養成事業 戦争体験のない中高年世代が語り部を継承するための伝承者養成講座を行う。伝承者となった者が、復興記念館や小中学校での語り部活動を継承する。 30人×5日×1コース＝30人</li> <li>②戦争史跡をめぐる平和ツアー 中高生が、市民の木（被災プラタナス）、浜松城公園、西遠女子学園、河合楽器にある戦災記念碑等をめぐるツアーを行い、若者に戦争の意味を知ってもらおう。 30人×1日×2コース＝60人</li> </ul>	1,490千円

■区課題解決事業

新規 継続	事業名 担当課	現状の課題、事業の目的	事業内容	事業費
継続	子ども育成及びまちなか活性化イベント「2016生まれ！！未来へ輝く元気キッズin中区」 区振興課	●平成27年度に開催したイベント「生まれ！！未来へ輝く元気キッズin中区」には、メインとなる「スーパーキッズコンテスト」には、21組が出場し、延べ1,000人以上の親子連れが来場するなど盛況であった。 ●これを継承し、浜松の次世代を担う多くの子ども達に脚光をあて、その才能を発揮する場を提供し、多くの親子連れで楽しみ、賑わいを創出できるイベントとする。	●時期：平成28年8月(夏休み期間中) ●場所：浜松市ギャラリーモール・ソラモ ●内容：①第2回スーパーキッズコンテスト ②親子学習体験コーナー ③家康くんと遊ぼう！(クイズ大会等)	2,800千円
継続	地域防災マップ作成事業 区振興課	●「静岡県第4次被害想定」において、中区の被害の事象として懸念される「延焼火災」による被害者が多く発生すると予想される地域から順に、実情のあった防災マップを作成し、日ごろから防災に対する備えを行うと共に地域住民への防災意識の啓発を行う。	●平成27年度は、中区高町、中山町、鴨江町、三組町を対象に、スマホ等で閲覧できるマップ(消火器の位置、狭あい道路など)を作成。 ●平成28年度の内容は、今後検討。	4,600千円
新規	「ようこそ中区へ」中区案内マップ等作成事業 区振興課・区民生活課	●区民生活課で転入届出を受ける際、土地勘が無い方から様々な場所の質問を受けるが、適当な資料がなく口頭で説明している。 ●平成24年度の地域力向上事業において「中区さんぼ2」を作成したが、施設が移転するなど掲載内容が最新のものではない。	●案内マップの作成及び中区さんぼ2の改訂(各50,000部) ●マップに掲載する施設の検討(協働センター、公園、幼稚園、保育園など) ●中区への転入者へ配布するとともに、各課で区民からの説明用に利用する。	3,186千円
継続	「交通事故ワースト1脱出」啓発事業 まちづくり推進課	●浜松市は交通事故が多く、人口10万人あたりの交通事故件数が1,127人(平成26年)と政令指定都市の中でワーストワン(6年連続)である。事故の特徴は、交通量の多い朝・夕の通勤時間帯に約4割が集中していることである。 ●平成26年の中区の事故は2,918件と、浜松市7区の内一番の多さであり、特に死亡事故は高齢者が犠牲になる傾向(5人中3人)がある。	●平成26年度作成「交通安全の手引き」の改訂 ●高齢者向け交通安全教室開催(月2回のペースで教室を開催、年間24カ所) 内容：啓発用DVDの視聴、「交通安全の手引き」等を使用した交通安全のポイント説明、飲酒ゴーグルや自転車シミュレーター等の体験等 ●イベント内交通安全コーナー(協働センターまつりなど)	1,080千円

# 区 協 議 会 に つ い て



平成28年4月

浜松市 市民協働・地域政策課

中区 区振興課

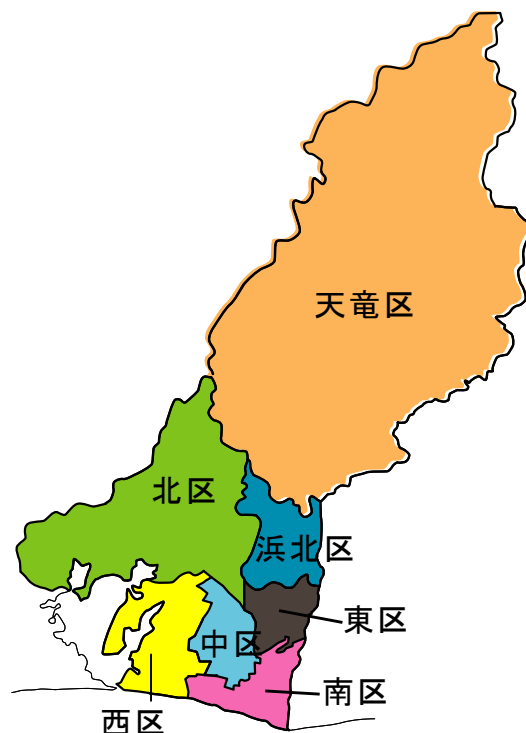
## 1 区協議会の目的

区協議会は、地域を支える人々や地域に根ざした諸団体の主体的な参画により、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進することで、住民自治の充実を図るために設置するものです。

## 2 設置状況

### (1) 区協議会委員定数

区協議会名	定数
中区協議会	20人以内
東区協議会	20人以内
西区協議会	25人以内
南区協議会	20人以内
北区協議会	25人以内
浜北区協議会	20人以内
天竜区協議会	25人以内



## 3 委員の任期等

### (1) 委員の任期及び再任回数

- ① 任期 2年間 (平成28年4月1日～平成30年3月31日[H1])
- ② 再任回数 1回限り

※失職

区協議会委員は、「当該区の区域内に住所を有する者」とされています。このため、当該区外へ住所を変更した日から、委員としての資格を失います。

### (2) 報酬

区協議会委員が区協議会の会議等（通常の区協議会の会議、区協議会の委員会[H2]、区協議会会長会議など）に出席したときは、1日につき5,000円の報酬を支給します。また、区協議会会長が会長職として会議に出席した場合は1日につき6,000円の報酬を支給します。

### (3) 公務災害補償

区協議会委員は、非常勤の職員であるため、公務上において災害等を受けた場合は、条例で定める公務災害補償が適用されます。

## 4 区協議会の役割

### (1) 「地域における市民協働の要」としての役割

浜松市では、「市民協働で築く未来へかがやく創造都市・浜松」を都市の将来像に掲げ、市民協働によるまちづくりの実現を目指しています。「市民協働による重要なパートナー」である区協議会には、市民協働の要としての役割を期待しています。[H3]

区協議会を通して、市民と区役所が協働し、地域の潜在力を十分に発揮することで魅力あるまちづくりを目指します。

具体的には、区協議会は、話し合いを通じて、日常身の周りで起こる地域課題を発見するところから始め、地域課題の解決に向けての具体的な取り組みを地域の住民や地域の諸団体、行政へ提案などすることを役割としています。

また、委員が検討事項を地域や所属団体（出身母体）に持ち帰ることにより [H4]、地域での話し合いや自主的な活動へつなげるなど活動の輪を広げることも大切です。

#### ①市民協働の必要性

##### ア 市民ニーズや社会的課題の多様化、複雑化

多様化、複雑化する市民ニーズや社会的課題に行政がすべて対応することは容易ではありません。そのため、当事者としての市民、専門性や機動性、柔軟性を持つ地域の諸団体といった多様な主体の協力が不可欠です。

##### イ 市民活動の活性化

これまで市民活動というと、自治会などの地縁団体による地域コミュニティ活動が中心でしたが、近年ではそれに加え、NPO法人やボランティア団体など、様々な市民活動の担い手が増加しています。また、そのサービスの有用性も認められてきており、活動分野においても多様化しています。

市民活動の担い手の増加や活動分野の多様化により、市民活動が活性化してきています。

##### ウ 地方分権の進展

これまで国が行ってきた様々な事務や権限が地方へ移譲されてきており、地方自治体が自らの責任のもとでまちづくりを進めていくということが強く求められています。そこには、市民の役割（自助）、地域の役割（共助）、行政の役割（公助）をそれぞれ発揮し、まちづくりを進めていく必要があります。

##### エ 市民が主体となったまちづくり

市民が望むまちづくりを実現するためには、市民や地域の諸団体が主体的に活動をし、市民と行政が対等なパートナーとして、共に考え行動することが必要です。

市民自ら地域の身近な課題の解決に向けて行動し、地縁団体はもちろん、NPO法人などの市民活動団体や事業者など、多様な主体とも協働を実践できるような意識の醸成や環境の整備が必要です。



## 市民協働とは

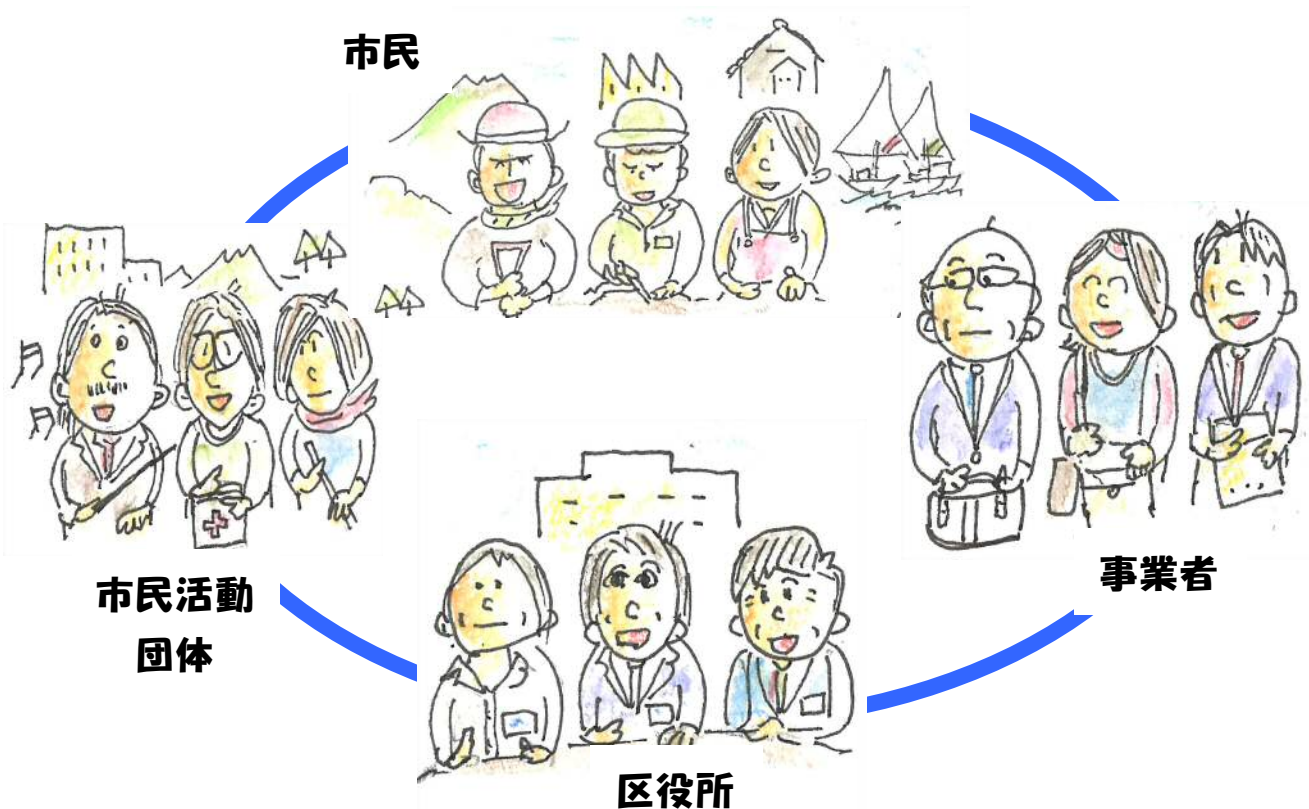
市民、市民活動団体、事業者、市が、考え方や行動が違っていても、それぞれの特性を生かしながら、共通の課題や目標を達成するため、さまざまな観点や形態で取り組むことをいいます。

目標が同じであっても、市とは違った立場や考えのもとで活動することもあります。

また、市民協働を推進するために、浜松市市民協働推進条例で基本理念を次のように定めています。

### 【基本理念】

- ①市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割と責務を理解し、互いが対等なパートナーであることを認識するとともに、互いに協力し、及び支援し合うこと。
- ②市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの自主性及び主体性を尊重し、多様な協働の形態により行われること。
- ③市民、市民活動団体、事業者及び市が、公正性や透明性を確保し、互いの情報を共有し合うことにより、相互の参加と参画が図られること。



## ②意見の調整機能

地域からの意見を広く受けとめ、また、その情報を地域へ提供することで、住民や地域の諸団体が自分たちのまちに関心を持ち、様々な交流・連携を生み出し、個々の活動の輪を広げ、地域における新しい視点や柔軟な発想を生み出すきっかけを創ります。

### ア 情報を収集する機能

区協議会は、地域の住民及び諸団体などの多様な意見や課題、地域で活動する諸団体の情報を積極的に収集し、集約する窓口としての機能を持ち、現在の地域の課題を常に把握します。

### イ 情報を発信する機能

区協議会は、集約した地域の意見や団体情報を積極的に発信し、地域の住民及び諸団体による情報の共有化を図ります。また、行政からの地域に対する提案等を検討し、地域に発信することで、地域と行政の双方向のコミュニケーションを図るパイプ役となります。

### ウ 地域で目指すまちづくりを提案する機能

区協議会は、地域に関する情報を収集、集約及び調整しながら、目指すべきまちづくりのビジョンを検討し、地域や行政に提案します。

また、地域の住民及び諸団体などが、目指すべきまちづくりのビジョンを意識しながら、個々の目的達成のために活動することで、活動の輪を広げていくきっかけとします。

## ③協働の調整機能

地域の住民及び諸団体が互いに支え合うことが不可欠であり、地域のネットワークづくりを推進する必要があります。区協議会が地域ネットワークのコーディネイト役となって、地域課題の解決に対応していきます。

### ア 地域の意見を整理する機能

住民や地域の諸団体から出された様々な意見や課題を検討や整理をして、地域の課題の解決方法を探っていきます。

### イ 地域の課題を仕分ける機能

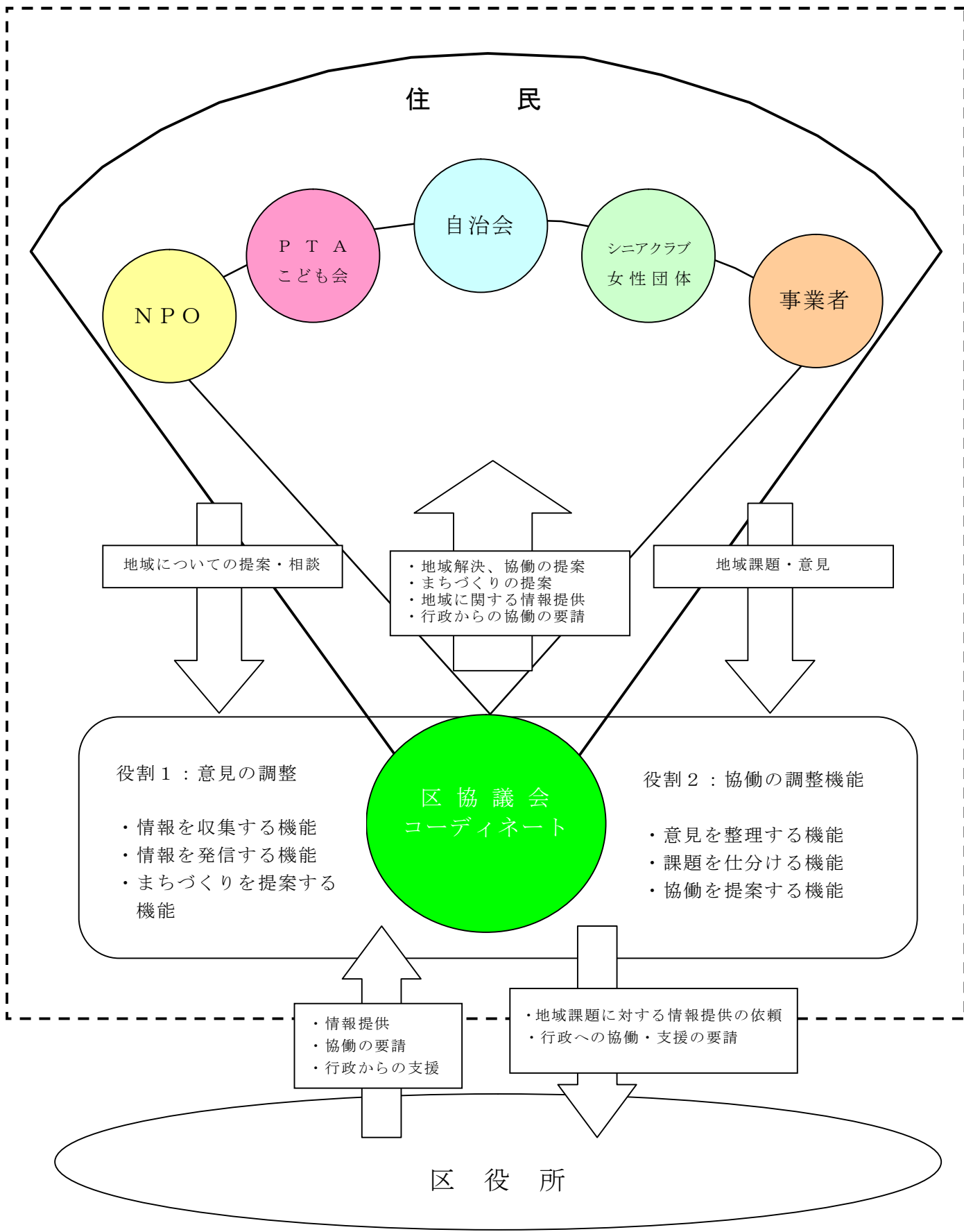
様々な地域の課題を「地域で解決できること」、「地域と行政が協働で解決すべきこと」及び「行政で解決すべきこと」に仕分け、誰が行うのが効率的で地域にとって効果的な解決になるかを判断し、優先順位をつけます。

### ウ 協働を提案する機能

協働により解決すると判断した地域課題は、地域及び行政に対してその提案を行います。また、「地域で解決できる」と判断した課題に対しては、地域に働きかけを行うと共に、実際に行動しようとするものに対して必要な情報を提供します。

さらには、地域と行政が協働で解決すべきことや行政で解決すべきことを行政に働きかける場合など、地域の課題に対して市の支援が必要となる場合は、市に地域との協議する場を設けることや施策の実施などの要請を行います。

# <地域における市民協働のイメージ>

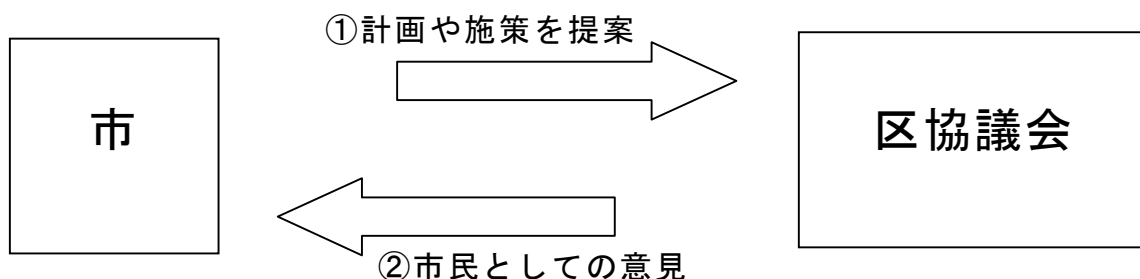


## (2) 市が提案する議題に対し、市民としての意見を述べる役割

市から提案される議題は、地域の住民の生活に対しての密接度や影響度を勘案し、諮問・協議・報告に分かれています。

市からの諮問・協議に、市民としての意見を答申したり、協議のなかで述べたりします。

また、区協議会で必要と認めるものについて、審議し、建議・要望を行います。



### ①諮問・協議・報告

#### ア 諮問事項

当該区を対象とした、住民の生活に影響が大きい制度の新設あるいは、変更などについて諮問します。内容について審議し、意見を集約したうえで、諮問内容に対して答申します。

#### イ 協議事項

広く市民の意見を聴取するため、計画や事業について説明し、委員の意見を伺います。

また、パブリックコメントなどの意見募集とともに行われる場合もあります。

#### ウ 報告事項

市が取り組む事業などに関する情報を提供します。

### ◇流れ◇ (諮問事項の場合)

#### ① 資料送付

- ・ 概ね1週間前

※内容を確認し、必要に応じて周りの方の意見を聞いてください。

#### ② 会議開催

- ・ 所管課の説明に対して質問、意見

※基本的に会議は公開で開催されます。(会議録の公開)

#### ③ 意見集約

- ・ 諮問に対する答申書の作成

※翌月の開催時に答申します。

協議事項・報告事項の流れは、②会議開催までとなります。

### ②答申・建議・要望

#### ア 答申

区協議会は、諮問に対して、市民として生活しているなかで感じる意見や所属する団体の活動のなかで感じる意見などを述べます。

#### イ 建議・要望

地域課題を解決していく中で、区協議会が市との協働や市が行うべきことなどを要請する場合があります。

## 5 中区協議会の運営

### (1) 開催頻度

#### ◆事務局案

##### ○原則、毎月開催

○3ヶ月前に委員協議のうえ日程を決定する。

例) 4月の協議会→5・6・7月の日程決定

5月の協議会→8月の日程決定

○毎月3日程度の候補日から、都合の悪い委員が最も少ない日とする。

○毎月10日を目安にその月の開催の有無を通知する。

⇒前月の末日までに、本庁各課から区振興課へ議題が提出される。

提出がない場合、その月の開催は中止とする。

### (2) 開催日程

#### ◆事務局案

⇒毎月25日前後の平日・午後1時30分から2時間程度

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>平成28年度から、 「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」が施行されたことと、「浜松地域遺産（浜松市認定文化財制度）」を導入したことをご報告し、地域の個性ある活性化のためにも文化財の顕彰が有効であることをご提案する。</p> <p>①「民俗芸能の継承及び振興に関する条例」 ・2月議会に議員提案により全会一致で議決。 ・浜松にある豊富な民俗芸能が継承されるよう、議会として後押ししたい。日本遺産への申請も応援したい。</p> <p>②「浜松地域遺産」認定制度を開始 ・従来の指定文化財よりはゆるやかな制度として導入。 ・地域からの推薦により広範な文化財の認定をめざす。 ・認定文化財には、将来の指定文化財候補の役割ももたす。</p>
対象の区協議会	全7区（各区）
内 容	<p>①「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」 市民、関係団体及び市がそれぞれの役割を担い、相互の協働及び連携するよう求めている。市民には改めて地域の民俗芸能を継承していくように求めている。</p> <p>②「浜松地域遺産」認定制度を開始 文化財保護法・保護条例にいう文化財の各種別ごとに、地域遺産の認定候補を公募。各区と本庁文化財課を窓口として秋まで募集。以後浜松市文化財保護審議会にて協議して、年度末までに第一期認定を公表する。 指定文化財と異なり、補助金の対象とはしない。 地域の団体からの推薦を期待している。</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	「浜松地域遺産（浜松市認定文化財制度）」については、今年度7月から公募による推薦を期待。年度内には第一期の地域遺産認定を公表予定。
担当課	文化財課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

■報告事項

地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について



市民部文化財課

457-2466

①議会提案「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」の制定について

平成28年第1回市議会定例会において、3月24日、無形民俗文化財の保護活用にかかわる新たな条例が議員提案として発議され、全会派一致で制定されましたので、ご報告いたします。

**条例の名称** 「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」

**提案理由** 三遠南信の民俗芸能について日本遺産への認定を目指している本市の施策を後押しするとともに、本市の民俗芸能の継承及び振興に関する意志を明確にし、施策の推進を図り、伝承活動が活性化されることを目的とします。

**条例の主旨** 本市の特色のひとつとなっている無形民俗文化財（いわゆる民俗芸能）を、市民、関係団体、市が互いに連携して、守り、担い手となる人材の育成を推進し、将来の世代に引き継いでいくべきことを明確にしています。

**条例の要点** **市民の役割** 民俗芸能について、理解と関心を深めるとともに、その振興に配慮するよう努めるとしてあります。

**関係団体の役割** 民俗芸能の活動にかかわる団体は、その知識や技能の継承、振興発展に主体的に取り組み、その取り組みに当たっては、市及び他の関係団体と相互に協力するよう努めるとしてあります。

**市の役割** 民俗芸能の振興に係る事業を実施するとともに、次世代を担う人材を育成する取り組みに対して支援するなど、必要な措置を講じるよう努めるとしてあります。

**条例公布日** 平成28年3月24日

**条例施行日** 平成28年4月1日

**今後の予定** 今年度は、無形民俗文化財の継承に携わっている団体を支援し、学校教育の場での継承活動をモデルケースとして、学校・団体・行政の連携を深めます。  
また、無形民俗文化財の継承につとめている団体、無形民俗文化財の継承を支援している団体を表彰していく予定です。

## ■報告事項

### ②平成28年度から「浜松地域遺産」認定制度を開始します

浜松市は、平成28年度から、国・静岡県・浜松市指定文化財や国登録文化財という文化財保護制度とは別に、ゆるやかな保護・活用制度となる浜松市認定文化財制度を導入いたします。

従来の指定文化財や国登録文化財にはなっていないものの、市内の各地域に伝えられている数多くの文化財を「地域遺産」と認定して、地域の個性を高めてまいります。

**制度の骨子** 地域の歴史遺産・文化資源のうち、所有者・利用者の自薦、また団体・地域からの自薦他薦によって「浜松地域遺産」を認定し、これらの資源の認知度を高めます。推薦者ならびに当該資源に注目する団体等と協働して活用方法を提案し、後世への継承と地域の活性化をめざします。

認定は所有者の同意を前提とし、解除もやむを得ないものとします。認定期間を限定した活用もあり得ます。こうして認定した「浜松地域遺産」の中から、市指定や国登録文化財の候補を選出していくことも計画していきます。

指定文化財と異なり、補助金等の対象とはなりません。

**認定の範囲** 指定文化財・登録文化財等にならない、すべての種別を対象とします。

記念物	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	伝統的建造物群	文化財の保存技術	文化的景観
史跡・名勝・天然記念物	建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料・歴史資料等		無形民俗・有形民俗			

**認定の基準** 指定文化財・国登録文化財を除き、次のいずれかに該当するもの

- ・郷土の歴史や文化を象徴しているもの。
- ・世代を超えて地域で受け継がれ、今後も保存すべき貴重なもの。
- ・地域の生活文化の特色を示しているもの。
- ・地域の伝統行事等として親しまれ、今後も地域の活性化のために欠かせないもの。
- ・本市の文化遺産として国内外に発信することで、創造都市づくりに寄与するもの。

**応募資格** 年度ごとに期間を設けて自薦または他薦とします。推薦者は、所有者等(団体)、地域遺産を保存・継承している団体、又は地域遺産を活用した地域活性化を實踐できる団体などです。〔推薦者は、団体に限ります。〕

**初年度予定** 4月の各区協議会で説明したのち7月に公募を開始し、10月末で募集を締切り、以降の審議を経て、年度末までに第一期の「認定証」を交付する予定です。





# 区政運営方針 2016

「都市の顔 薫る文化の 中区」を目指して



平成28年4月 浜松市中区

<表紙の写真>

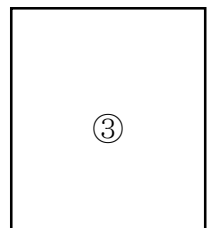
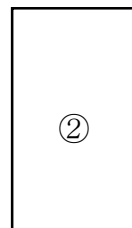
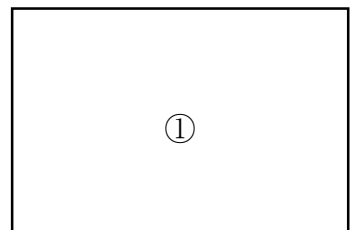
平成27年度中区地域力向上事業

中区よいとこフォトコンテスト入賞作品

	タイトル	撮影者(敬省略)
①入選	ターミナルとアクトタワー	藤田 正男
②家康くん賞	懐かしいトンネル	吉田 峯治
③銅賞	大道芸ショー	石野 康夫

<P2右下の写真>

金賞 街灯りともる並木道 川田 廣行



## 区政運営方針とは？

中区区政運営方針は、中区の将来像「都市の顔 薫る文化の 中区」の実現に向け、中区民の皆さまとともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区政運営の基本的な考え方や、今年度、取り組む施策をお示しするものです。

区政運営にあたり、中区役所は、日常的な総合行政サービスを身近で提供するとともに、市民協働を通じて、区民の皆さまが主体であるまちづくりを進める拠点として、その使命と役割を果たしてまいります。

## 平成 28 年度の基本方針

中区役所では、区民の皆さまが利用しやすい区役所を目指し、「市民目線・市民基準」・「現場主義」をモットーに、次の 2 点を基本方針として、区政運営を進め、さまざまな事業に取り組んでまいります。

### ● 区民の皆さまに親しまれ信頼される区役所づくりを推進します

区民の皆さまの意見を十分に反映し、質の高い行政サービスを提供することで市民満足度を高めます。

### ● 区民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを推進します

地域の防災力・防犯力・安全性を高め、区民の皆さまとの協働により「安全・安心なまち 中区」を実現します。

## 平成 28 年度の重点的な取り組みの柱

- 1 にぎわいと文化を育むまち・中区
- 2 共生のところで優しさあふれるまち・中区
- 3 安心して快適に暮らせるまち・中区

★=新規事業(一部新たな内容になったものを含む)

## 1 にぎわいと文化を育むまち・中区

### 区協議会の運営 【区振興課】

毎月1回程度開催

安心して住みやすい中区を実現するため、区協議会での区民の皆さまの声を踏まえた活発な議論に基づき、区民の意向を区政に反映します。平成 28 年度は毎月 1 回程度を開催し、会議で話し合われたことの概要は、広報はまつの中区民のページで「区協議会だより」として掲載します。また、広い視野で地域課題を協議するため、市内現地視察や他区協議会との意見交換などにも取り組みます。

### 自治会集会所整備への助成 【区振興課】

7自治会(新築3・改築4)に助成

地域のコミュニティづくりを推進するため、自治会集会所の新築・改築等を支援します。

### 地域力向上事業の実施 【区振興課ほか】

地域力向上事業 17事業を実施

住みやすい地域社会を実現するため、市民からの提案等による地域の課題を解決したり地域の魅力を活用する事業を実施します。助成事業、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業の3つの区分により、市民活動団体などの自主的な活動を支援します。

### 生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいつくり 【まちづくり推進課】

協働センターの使用率 77%

「学び」を通じて健康や楽しみ、生きがいつくりを進めるとともに、地域のさまざまな団体の活動を支援するため、地域コミュニティの拠点として協働センターなどの利用を促進します。また、クリエート浜松や北部水泳場などで、指定管理者の創意工夫による自主事業の展開を奨励し、魅力ある文化・スポーツ施設の運営に努めます。



平成 27 年度地域力向上事業「区課題解決事業」  
集まれ!!未来へ輝く元気キッズ in 中区 表彰式



平成 27 年度地域力向上事業「区民活動・文化振興事業」  
中区よいとこフォトコンテスト金賞受賞作品



## 2 共生のところで優しさあふれるまち・中区

### 保育サービスの充実 【社会福祉課】

認定こども園の定員170人増

幼稚園・保育園に加えて、認定こども園の新設や増改築により定員増を行い、待機児童解消を図ります。「一次預かり」「病児・病後児保育」の特別保育等の保育メニューの情報提供を行い、安心して働ける環境づくりを推進します。

### 安定した生活の実現と自立に向けた支援 【生活福祉課】

通年で実施します

失業などにより生活に困窮している方に対し、生活の相談や援助、就職活動などの支援を行うことにより、安定した生活の実現と自立を進めます。

### ★ 徘徊高齢者早期発見事業 【長寿保険課】

通年で実施します

認知症による徘徊高齢者の早期発見や身元確認を容易にするために靴シール（オレンジシール）の交付を行い、①早期発見早期対応、②地域の日常的な見守りと安全安心なまちづくり、③認知症の介護をしている人の負担の軽減を図り、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 健康はままつ21の推進 【健康づくり課】

保健師の母子訪問件数4,500件

健康はままつ21の3つの目標「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」、「子どもの健やかな成長」の実現に向け、保健師等が健康相談や家庭訪問等の地域保健活動を行うことにより、若い世代から高齢者までの生活習慣病の予防に取り組みます。また、妊娠期から産前・産後を通じたさまざまな悩みをサポートする体制の強化に取り組みます。

### ユニバーサルデザイン啓発事業 【区振興課】

ユニバーサルデザインに関する出前講座の実施

誰もが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方や取り組みについて、出前講座などを通じて啓発に取り組みます。



徘徊高齢者用の靴シール



保健師による防煙教室

## 3 安心して快適に暮らせるまち・中区

### 交通安全の推進 【まちづくり推進課】

交通事故件数3割削減、高齢者交通安全教室24回実施

交通事故を削減するため、市民総出による「浜松市交通事故ワースト1脱出作戦」を実施し、交通事故を削減するため、高齢者を対象とした交通安全教室を開催するとともに、子供と高齢者の事故防止、飲酒運転の根絶、自転車マナーアップなどの啓発活動を進めます。

### 防犯灯の設置や維持管理への助成 【区振興課】

LED化3,086灯、新規設置240灯

夜間の犯罪防止や交通安全を図るため、防犯灯を設置、維持管理する中区内の自治会に対し、設置費や電気料、補修費を助成します。助成にあたっては、CO<sub>2</sub>の削減や省エネルギー化を進めるため、防犯灯のLED化を促進します。

### 防災意識啓発事業 【区振興課】

防災出前講座や防災意識啓発イベントを実施

「自助」「共助」をテーマとした防災出前講座や啓発イベントを行い、地域の防災力を強化するとともに、中区版避難行動計画の活用を促進します。

### 自主防災隊への助成 【区振興課】

141 自主防災隊に助成

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫の新設・増設・修繕を支援し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

### 地域コミュニティ活動・市民協働の推進 【区振興課・まちづくり推進課】

協働センターを核とした地域課題解決事業の実施

住みやすい地域づくりを進めるため、区役所や協働センターにコミュニティ担当職員を置き、市民協働・コミュニティづくりについての啓発や相談を行います。また、地域コミュニティ組織の設立運営に係る支援を行い、自治会やNPOなどの地域活動団体を支えます。

### ★ 証明書コンビニ交付サービス 【区民生活課】

証明書コンビニ交付サービスを平成28年7月から実施

全国の主要コンビニエンスストアで住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍全部（個人）事項証明書の交付を7月から開始し、市民の利便性の向上を図ります。

### 行政連絡文書の配布 【区振興課】

広報はままつなどの確実な配布

自治会を通じて、広報はままつなどの地域住民に密接な市政情報紙を配布・回覧します。併せて、配布の過程における隣人や住民同士の触れ合いにより、地域コミュニティの維持、形成を図ります。

## 1 にぎわいと文化を育むまち・中区

実績と進捗状況の評価



左記の評価理由

- ・ 区協議会を 10 回開催し、中区における各界各層の意見を区政に反映し、課題解決の一助となりました。
- ・ 自治会集会所整備は 4 自治会に助成し、地域住民のコミュニティづくりに寄与しました。
- ・ 地域力向上事業では、助成事業 5 件の提案の内 4 件を採択し、各団体が中区の地域課題を解決するために、主体的に取り組みました。区課題解決事業では、巡回体験型交通安全啓発事業を実施し、安全で安心な社会の実現に努めました。また、秀でた特技を持つ子ども達の発掘・発信を図る中で、まちなかの賑わい創出に取り組みました。その他に、bjリーグ浜松・東三河フェニックス選手との触れ合い交流事業を実施しました。区民活動・文化振興事業としては、人形劇を活用した子ども育成事業、お楽しみ演劇事業、中区よいとこフォトコンテストなど、中区の魅力的な情報の発信によるアイデンティティの確立と文化の振興・発展に寄与しました。
- ・ 大学との連携事業や学習成果活用事業などを実施し、幅広く市民の知識や経験を発表・継承する場を設けるとともに、講座修了者を中心に協働センターを核にした地域活動団体の育成に努めました。

## 2 共生のところで優しさあふれるまち・中区

実績と進捗状況の評価



左記の評価理由

- ・ 「保育サービス相談員」を配置することにより、保育所利用希望者に認可保育所の空き状況や認可外施設の保育メニュー等の情報提供を行いました。また、働く意欲のある母親を継続して支援し、保育サービスの充実を図りました。
- ・ 地域包括支援センター（高齢者相談センター）において、介護事業者等を対象にケアトーク広場（年 6 回）を開催し、地域の介護力の向上を図りました。
- ・ 健康はままつ 21 の 3 つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「子どもの健やかな成長」の実現に向け、保健師等が、健康相談、家庭訪問等の地域保健活動を行い、若い世代から高齢者までの生活習慣病の予防に取り組みました。
- ・ 専任の「面接相談員」や「就労支援相談員」を配置し、失業などにより生活に困窮している方の生活相談や就労に関する相談、就職活動のアドバイスを行うことにより、180 人を超える就労自立を図りました。

## 3 安心して快適に暮らせるまち・中区

実績と進捗状況の評価



左記の評価理由

- ・ 防災出前講座などを開催し、中区民への防災意識の啓発と防災・減災力の向上を図りました。
- ・ 中区内 141 の自主防災隊のうち、123 隊に対し防災資機材購入に係る助成を行ったほか、15 隊に対し防災倉庫の新設・増設・修繕に係る助成を行い、地域防災力の強化を図りました。
- ・ 防犯灯の LED 化に取り組み、4,212 灯に対する助成を行いました。また、16,160 灯の電気料及び補修費の助成を行い、夜間における犯罪防止と交通安全を図りました。
- ・ 自治会を通じて、広報はままつをはじめチラシ、ポスター、物品等の配布、回覧、掲示などを行い、市からの情報や物品を円滑に住民に周知、配達しました。
- ・ 区振興課及び協働センターにコミュニティ担当職員を配置し、市民協働・コミュニティづくりについての啓発を行い、地域活動やコミュニティづくりの相談対応を実施し、自治会などの地域活動団体の支援を行い、地域コミュニティの醸成が図られました。



目標より進んでいる



目標どおり



目標より遅れている

## 区民の皆さまとの約束（各課の取り組み姿勢）

課 名	各 課 の 目 標	目 標 水 準 ・ 達 成 時 期
<b>区振興課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 広報はままつで、身近な行政情報を提供するとともに、中区で活躍している人や歴史的資産などの情報提供にも努めるなど、より地域に密着した情報を発信します。</li> <li>✚ 我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として、5年に1度行われる経済センサス活動調査を実施します。</li> <li>✚ 自主防災隊との連絡を密にし、地域の防災対策を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★広報はままつ中区民のページを充実します。(毎月5日発行)</li> <li>★経済センサス活動調査を確実に実施します。</li> <li>★総合・地域防災訓練など自主防災隊の行う活動を支援します。</li> </ul>
<b>区民生活課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 区民の皆さまの「身近な窓口」として、各種届出や証明書交付など、適正・迅速・丁寧な対応に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★窓口サービスに対する市民の満足度（「市民への約束」評価点）4.5点以上の継続を目指します。</li> </ul>
<b>まちづくり推進課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 各協働センターで地域団体等と連携して協働事業に取り組むとともに、浜松市公式ホームページ内の「中区協働センター通信」などを活用し、各種事業の情報発信に努めることにより、生涯学習や文化、スポーツの振興を図り、学びを通じて楽しみや生きがいを持てる市民の広がりを目指します。</li> <li>✚ 人口10万人あたり交通事故件数全国ワースト1脱出のため、交通安全教室や交通安全フェアなどの開催を通じて交通安全意識の向上に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★協働センター平均使用率77%を目指します。</li> <li>★中区内における交通事故数を3割削減します。</li> </ul>
<b>社会福祉課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 保育サービスや放課後児童会の充実と子育て家庭及びひとり親家庭等への支援により、児童の健全育成に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★認定こども園の定員を170人増員します。</li> </ul>
<b>生活福祉課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 失業などで生活にお困りの方に対する相談や生活面での援助、就労に関する就職活動のアドバイスをを行い、個人の自立した生活をサポートします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★150人の就労を支援します。</li> </ul>
<b>長寿保険課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」づくりを推進するとともに、中核組織である「地域包括支援センター（高齢者相談センター）」の機能強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★地域包括支援センター（高齢者相談センター）の機能を強化します。</li> </ul>
<b>健康づくり課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 区民の皆さまが心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の保持増進に関する情報の提供やきめ細かな保健サービスの提供に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★保健師の母子訪問件数4,500件を目指します。</li> </ul>



## 平成 28 年度の区の経営に要する資源

### ◆ 中区の組織

平成 27 年度

⇒

平成 28 年度

#### 区振興課

広聴広報、自治振興、区協議会、人事、厚生、予算、決算、統計、文書、情報公開、住居表示、防災対策、普通財産の管理、区内の総合調整、選挙等

#### 区振興課

広聴広報、自治振興、区協議会、人事、厚生、予算、決算、統計、文書、情報公開、住居表示、防災対策、普通財産の管理、区内の総合調整、選挙等

#### 区民生活課

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、パスポートなどの市民窓口業務等

#### 区民生活課

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、パスポートなどの市民窓口業務等

#### まちづくり推進課

文化・スポーツ・生涯学習の推進、協働センター、環境美化、交通安全、産業振興に係る受付等

#### まちづくり推進課

文化・スポーツ・生涯学習の推進、協働センター、環境美化、交通安全、産業振興に係る受付等

#### 社会福祉課

地域福祉、障害福祉、児童福祉、保育、母子福祉、児童相談、女性相談等

#### 社会福祉課

地域福祉、障害福祉、児童福祉、保育、母子福祉、児童相談、女性相談等

#### 生活福祉課

生活保護

#### 生活福祉課

生活保護

#### 長寿保険課

高齢者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金等

#### 長寿保険課

高齢者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金等

#### 健康づくり課

地域保健活動、母子保健、予防接種、栄養事業、がん検診等

#### 健康づくり課

地域保健活動、母子保健、予防接種、栄養事業、がん検診等

### ◆ 職員数(人)

中区職員	H27 年度	H28 年度
計	469	476
区長等	2	2
区振興課	26	24
区民生活課	104	110
まちづくり推進課	91	94
社会福祉課	76	70
生活福祉課	59	60
長寿保険課	76	81
健康づくり課	35	35

H27 年度職員数—H27. 4. 1 現在、H28 年度—H28. 4. 1 現在

◆予算規模(千円)

	H27 年度		H28 年度		
	区役所費	本庁からの 配当	区役所費	本庁からの 配当	
事業費計	401,696	11,518,192	413,196	11,389,348	
一般会計	401,696	11,131,905	413,196	11,015,168	
特別 会計	国民健康保険事業特別会計	—	5,147	—	4,987
	介護保険事業特別会計	—	378,778	—	366,821
	後期高齢者医療事業特別会計	—	2,362	—	2,372

	H27 年度		H28 年度	
	職員数	金額	職員数	金額
人件費計	469	2,309,895	476	2,358,245
正規職員(職員数×約 7,000 千円)	227	1,615,273	228	1,631,007
再任用職員(職員数×約 3,600 千円)	32	114,848	30	108,690
非常勤職員(職員数×約 2,800 千円)	210	579,774	218	618,548

\*再任用職員 ⇒ 再任用短時間勤務職員  
H27 年度—H27 当初予算額、H28 年度—H28 当初予算額

## 各区の状況



### 区の人口、面積

項目	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
人口 (人)	239,278 29.6%	129,764 16.1%	112,780 13.9%	103,262 12.8%	94,223 11.7%	97,745 12.1%	30,846 3.8%	807,898 100.0%
面積 (k m <sup>2</sup> )	44.34 2.8%	46.29 3.0%	114.71 7.3%	46.84 3.0%	295.54 19.0%	66.50 4.3%	943.84 60.6%	1,558.06 100.0%
人口 密度	5,396.4 人/k m <sup>2</sup>	2,803.3 人/k m <sup>2</sup>	983.2 人/k m <sup>2</sup>	2,204.6 人/k m <sup>2</sup>	318.8 人/k m <sup>2</sup>	1,469.8 人/k m <sup>2</sup>	32.7 人/k m <sup>2</sup>	518.5 人/k m <sup>2</sup>

※「人口」は、住民登録者数(H28.4.1現在)

※「面積」は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(H27.3.6公表面積)

## 中区役所のご案内

(上段) 浜松市役所・中区役所 (外観)

(下段) アクトシティ浜松

中区役所は、浜松市役所本館1～2階の一部です。



お問い合わせ

浜松市 中区役所 区振興課

所在地： 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

電話： 053-457-2210 FAX： 053-457-2776

E-mail： c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページURL： <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/nakaku/>